



Title	格差と抗争：労資関係の調整（国際比較）：研究ノート及び資料(I)
Author(s)	山崎, 俊夫
Citation	Estudios Hispánicos. 1983, 8, p. 95-107
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/97898">https://hdl.handle.net/11094/97898</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 格差と抗争：労資関係の調整（国際比較）

## —研究ノート及び資料(I)—

山 崎 俊 夫

(1) メキシコ憲法第123条 — 聯邦議会は次の諸基調（基本要綱）に矛盾抵触することなく、労働に関する諸法律を発給（制定公布手続）しなければならない。上記それら諸基調とは次の各項を規制するものである。すなわち：

挿入条項A号—労働者、日傭被用者、家内従業者、職人の間に、及び普遍一般方法手段的に（押し並べて）いっさいの労働契約で：

第I、一日の最長労働時間は8時間とする；

第II、夜間の最長労働時間は7時間とする。

次の労働は禁止せられる。すなわち：婦女子及び16才未満の者に対する不衛生な若しくは危険な労働；前者（婦女子）及び後者（16才未満の者）に対する夜間の工業（産業）労働；婦女子に対する夜間10時以後の商業店舗における労働、及び16才未満の者の夜間10時以後の労働；

第III、14才未満の者の労働の使用は禁止せられる。上記この年令（満14才）以上でかつ16才未満の者は最長労働時間を6時間とする。

第IV、6日間の労働日毎に作業者は、最少限、1日の休息を獲得しなければならない。

第V、婦人は、出産前3か月の間は、重度の力量を必要とする肉体労働をしてはならない。出産後1か月は強制的（不可抗力的）に休暇を享受し、全額の賃金を受取り、また、その雇用及び、その契約によって獲得していた諸権利を保持せしめられなければならない。哺育期間にはその乳児への授乳のために1日2回、各々半時間の非経常的休息時間を見るものとする。

第VI、労働者が享受すべき最低賃金は一般若しくは職業別のものに分かれる。前者（一般最低賃金）は一若しくは数個の経済区に施行せられる。後者（職業別最低賃金）は工業（産業）の、若しくは商業の特定部門、若

しくは職業別に、事務職若しくは特殊労働に適用せられる。〔この場合未だホワイトカラー優先可能の余地が存在するであろう。— 山崎〕

一般最低賃金は、物質的、社会的及び文化的に家族の長の通常の必要を充足するために及び子息の義務教育を賄かなうために充分でなければならぬ。職業別最低賃金は、なおその上に更に、工業（産業）及び商業の行為についての条件的な差別を考慮に入れて決定せられる。

地方農村の労働者は、その必要に相応わしい最低賃金を享受する。

最低賃金は、労働者の、使用者の及び政府の代表で構成せられた地方委員会により決定せられる。また、その承認は地方委員会のために定められたものとその同じ様式で（労働者、使用者及び政府の代表による）構成せられた国家委員会への所轄事項である。

第Ⅷ、性別にも国籍別にもよることなく、等価（同等）労働には等額（同等）賃金が対応しなければならない。

第Ⅸ、最低賃金は差押さえ、賠償、若しくは割引の対象となってはならない。〔上記のこれら対象から除外せられている。— 山崎〕

第Ⅹ、労働者は、次の諸規範基準規定に基いて規制せられるが企業利潤における参加権をもつ。すなわち：

- a) 労働者の使用者の及び内閣の代表を以て統合構成せられる国家委員会が、労働者間に分割せられる利潤についてのパーセンテージを決定する。
- b) 国家委員会は調査を実施し、及び全国経済の一般事情（諸条件）を知悉するために必要でかつ妥当（適正）な研究を行こなう。同様にして、國家の工業（産業）発展を助成促進させる必要性、資本が受取るべき合理的利害関係（el interés 利子）及び資本の必要な再投資を考慮に入れる。
- c) 上記同委員会は、そのことを正当とする新規研究及び調査が存在するときは、既定パーセンテージを再検討することができる。
- d) 法律は、その性格及び特定事情（諸条件）がそれを正当とするときは、抽出に関する労働に対し、及びその他の（経済）諸行為に対して利潤を分割配分する義務を、新規創始の企業に対して限定的に数年間排除して免れしめることができる。〔コマンダ系譜慣行の普及地域では利潤は投資家の取り分であり、必ず投資者に配分しなければならないことが社会慣行における通例である。— 山崎〕

- e) 各個の企業の利潤額を決定するためには、基調として、企業（法人）所得に関する税法の措置に基き、課税賦課可能所得（担税所得額）が採択せられる。労働者は、法律が定める（決定する）手続に従がって調整をおこない、便宜（望ましい）と判断する目的訴訟を、大蔵省及び公共信用金庫の当該所轄事務所宛に様式作成して提出することができる。
- f) 労働者の利潤に参加する権利は、企業の指揮若しくは経営における介入の機能を含まない。〔メキシコの憲法では、西独における労資協議制及び共同決定法や、イスパニアの場合に見られる sindicato (労働組合) 側の積極的現場指導及び管理介入が制度的に認められず、労働の経営管理参加の道は閉ざされていると理解せられる。— 山崎〕

第X, 賃金は法定通貨で正確に（キチンと）支払われなければならない。また、商品を以って、及び引換証、カード若しくは通貨に替える意図を以ってするその他如何なる証票物件を以てするその支払（上記賃金の支払）の実現も許されない。

第XI, 非経常的な情況により、一日の労働時間の延長（増）を計らざるを得ないときは、通常の労働時間について定められた額の 100% 増が超過勤務時間に賃金として支払われなければならぬ。超過勤務の労働は如何なる場合においても一日 3 時間を越えてはならない。また引続き 3 回を超えてはならない。16 才未満の男子及び年令の如何にかかわらず婦女子は上記この種の労働（超過勤務の労働）は許されない。

第XII, [旧法の規定] 農業、鉱業若しくはその他いっさいの労働についての事業では、使用者は快適かつ衛生的な住宅を労働者に給付すべきことが義務付けられる。また、上記これら労働者用住宅には、不動産の損耗価格の月額 50% を超えない範囲で家賃を徴収することができる。同様に、学校、病院及びその他の地域共同体に必要な役務サービスを設置しなければならない。若し事業所が共同居住地(聚)村落に所在して、かつ、百名を超える労働者が存在するときは、上記冒頭に云う義務（労働者住宅を給付する義務）を持つ。

〔第XIII (改正新法) について：聯邦議会はメキシコ聯邦共和国憲法第 123 条挿入条項 A 号第XIII 項に改正を承認した。その改正規定文言は次のようになっている。すなわち：「農業、工業、鉱業若しくはその他いっさいの労

働についての事業は、規制諸法令の定めるところにより、労働者に快適かつ衛生的な住居を給付する義務を負う。上記のこの義務は、労働者に上記の住宅を家産形成の形で獲得させるための住宅に関する国家基金を企業が據出してその貢納を通して履行せられる。公益事業については（社会的使用については）、聯邦内閣の、労働者の及び使用者の代表者によって構成せられる機関の創設を目的とした法律の公布制定発給手続が考慮されており、この機関が住宅に関する国家基金の財源を管理運営する。上記の法律が様式及び手続を規制し、それら様式と手続に基いて労働者は前述した住宅を家産形成の形で獲得することができる。本項の冒頭の規定文言に云う事業所が、共同居住地（聚）村落外に所在するときは、学校、病院、及びその他地域共同体に必要な役務サービスを設置する義務を負う。」と。

上記のこの改正は、地方立法議会の協賛承認を待って成立するまでペンドィングになる。—1972年1月31日、メキシコ聯邦区—】

〔上掲後者の改正新法が、西独では持株会社による労働者への株式配分を目指している点で異なるが、類似した性格をもつ立法として対比した形で指摘できる。然しながら、西独で経営参加とは別個に所有参加として取上げられてはいても、その場合の所有参加はソキエタス系譜慣行から経営支配参加とも重さなり合える性格のものと解せられるであろう。これに反して、メキシコでは既に述べたとおり、第Ⅸ項f)号で労働参加は本来コマンダ系譜的に経営管理参加とは切離されている点が注目せられるであろう。

— 山崎]

第ⅩⅢ、のみならず、上記それら労働センターにおいて、その人口が200人を越えるときは、公共市場の店舗、市役所の役務サービスに仕向けられた庁舎、及びレクリエーション（厚生）センターのための、5,000 平方米を下廻らない地所が留保されなければならない。すべて労働センターには、アルコール飲料売捌店舗及び賭博場の施設は禁止せられる。

第ⅩⅣ、企業主は、施行の職業若しくは施行の労働の動機により若しくは施行中に蒙った労働の諸事故（災害）及び労働者の職業病について責任を有する；従って、使用主は当該賠償を支払わなければならぬ。；結果的にもたらされたところに従がい、死亡若しくは労働への単なる臨時的（一時的）若しくは恒久的無能力については法律の定めるところに基く。上記のこの責任は、使用主がたとえ仲介（業）者による労働を契約した場合でも

存続する。

第 XV, 使用主は、その設立物の構内で、衛生及び保健に関する法律の規定を遵守し、及び機械、労働用の道具及び原材料の使用中における災害事故を防止するために適当な手段方法を採択し、並びに法律が実際に（目的に）定めている事項への努力配慮を施こして（骨折りの下に）、事業の性格と競合併存し得る限りの最大の保障が、労働者の健康と生活に結果するように上記この労働を組織編成する義務を有する。

第 XVI, 労働者も企業家も同様に、労働組合、職業者団体等を結成して、それぞれの利益の防衛における相互団結を計かるための権利を有する。

第 XVII, 法律は、労働者の及び企業家（使用主）の権利として罷業及び事業所閉鎖を認めなければならない。

第 XVIII, 労働に就ての諸権利と資本に就ての諸権利を調和させながら、生産の各種ファクター（機能要素因子）相互間に均衡を保つことを目的として有するときは、罷業は適法である。公共サービス役務事業では、労働の中止（停止）のために指定せられた日時について、斡旋調停委員会に10日の予告期間を置いて労働者は事前通知しなければならない義務を負う。罷業は罷業者の過半数が、人（ひと）若しくは財産に対して実力を行使するときにのみ、若しくは、戦時の場合では、上記過半数罷業者が内閣に所属し支配を受ける官庁機構及びサービス役務に隸属するときにのみ違法と考慮せられる。

第 XIX, 事業所閉鎖（操業停止）は、経費的に収支相償う範囲に価格を維持することを目的として、過剰生産（生産過剰）が労働の停止（中断）を必要とするときにのみ適法である。但し、事前に斡旋調停委員会の承認を要する。

第 XX, 労資間の食い違い（格差）若しくは抗争（争い *conflicto*）は労働者の、使用者の同数による及び1名の内閣からの各代表によって構成せられる斡旋調停委員会（Junta de Conciliación y Arbitraje 斡旋調停会議）の判定に委ねられる。;

第 XXI, 若し使用者が上記のその意見の食い違い（格差）を調停に委ねることを若しくは委員会によって公表せられた裁定を受諾することを拒否するならば、労働契約は終了することになり、かつ、抗争（争い *conflicto*）から結果する責任のほかに、3か月の賃金額を労働者に対して賠償する義

務を負う。上記のこの措置は次項（第XXII項）に定められている諸行為の場合には適用せられない。若し拒否が労働者側からであっても、労働契約は終了する。；

第XXII，正当な事由を伴うことなく、若しくは団体若しくは労働組合に加盟したことにより、若しくは適法な罷業に参加したことにより、労働者を解雇する使用者は、労働者の選択で、（労働）契約を期間満了まで完行するか、若しくは3か月分の賃金額を以てする賠償かのいずれかを選ばせなければならない義務を負う。法律は、賠償の支払を介して、契約を満期まで完行する義務から使用者が免がれしめられる諸場合を定める。同様に、使用者の不誠実により、若しくは本人の個人人格的に若しくは配偶者、父母、子息若しくは兄弟姉妹に使用者から虐待を受けたことにより、役務サービスから退職するときも、3か月分の賃金額を労働者に賠償する義務を有する。使用者は、上記虐待が、自己の承諾若しくは容認・辛抱（忍耐的看逃がし）を与えることによって働いている従業員（使用者）若しくは家族から犯かされたときにはこの責任を免がれることはできない。；

第XXIII，最終既経過年度に支払済みの給料若しくは報酬手当、及び賠償金による労働者受取り分貸方残高（労働者が企業に積立ててあるもの）は、いずれも破産と議法の場合における他の債権に優先する。；

第XXIV，使用者の、その共同構成社員、家族若しくは従業員の受取り分である労働者によってもたらされた借方勘定残高（企業の労働者への債権で、労働者の支払義務のある借金部分）については、当該労働者自身が（支払）責任を有する。また、いかなる場合にも、及びいかなる動機によっても、（労働者の）家族のメンバーに請求されてはならない。また、上記の借方勘定残高は一か月分の労働者の報酬手当額を超えては請求できない。；

第XXV，労働者の就労配置のための役務サービスは市役所、労働金庫（bolsa de trabajo）若しくはその他いかなる公的若しくは特定民間私的施設機関によってなされるものにせよ、上記この労働者に無料でなされなければならない。；

第XXVI，メキシコ国人と外国人企業家との間に締結せられた労働契約は、すべて当該市庁当局によって認可せられ、通常の文言条項のみならず、帰国旅費が契約の相手方である企業家の負担である旨を詳細に明記した記載内容に、労働者が赴任する（相手）国の領事のビザ（検証）を受けなければならぬ。；

ばならない。；

第XXVII，次の諸条件は，仮え契約書に明文を以って記載せられていても無効であり，及び契約当事者に義務付けられたものではない。すなわち，

- a) 労働の性質が明きらかに過酷な程度の要素を帯びて非人間的な労働（勤務）時間を企図した諸条件。
- b) 駆逐調停委員会の判断で報酬たり得ない程度の賃金を定めた諸条件。
- c) 日給受取りまでに一週間を越える期限を定めた諸条件。
- d) レクリエーション（遊戯）場，飲食店，コーヒー店，酒場，キャンティーン（酒保）を，若しくは上記それら施設における従業員ではないときに，賃金支給（支払）を実施するための店舗に，指示した諸条件。
- e) 特定店舗若しくは場所における消費物件の購入について直接若しくは間接の義務を含めた諸条件。
- f) 罰則の意味で賃金を留置（支払停止）することを認めさせた諸条件。
- g) 労働災害事故及び職業病，労働契約の不履行によって若しくは辞職によって生ぜしめられた損害に対する賠償請求権につき，労働者により放棄を構成させるような諸条件。
- h) 労働者への保護及び援助に関する法律の中で労働者の取り分に当てて定められた何らかの権利の放棄を意味するいっさいのその他の企図。

第XXVIII，法律は（家族の世襲財産）世襲的家産を構成する財産の内容を定める。この財産は（他人に）譲渡不可能なものであり，不動産課税及び差押えの対象となることも許されない。かつ，遺産継承者の判断についての簡易化された様式を用いて相続権者に移譲できるものである。

第XXIX，公益事業に就て社会保険に関する法律の公布制定発給手続が考慮せられる。かつ，上記のこの法律は，廃疾についての，生命についての，病気及び事故で不本意な（意思によらない）休職についての及びその他類似目的を以っての保険を含める。

第XXX，同様にして，特定期間内に労働者によって財産に獲得せられるように仕向けられた安価にして且つ衛生的な居宅の（構築）建設のための協同組合が公益事業として考慮せられる。

第XXXI，労働に就ての諸法律の適用は，個々の法管轄における諸州の当

局の当該所轄担当である。然しながら、繊維、電気、映画、ゴム、砂糖、鉱山、石油化学、冶金、及び基礎鉱材の抽出、それら粗鉱からの精製、鑄造（熔融）、並びに地金金属鉄及びあらゆる形態と合金で鉄鋼の製造及び上記それら中間製品から製造せられた鋼板を含めての製鉄、炭水化物、セメント、鉄道の諸産業及び聯邦内閣によって直接若しくは分散形態で管理運営せられる諸企業、聯邦の契約若しくは特許（コンセシオン）の効力で運営する諸企業及び上記のそれに関連する諸工業（産業）、聯邦地区及び直轄准州地区の領水内で労働を行う諸企業、二若しくはそれ以上の聯邦諸機関にまたがって影響を及ぼす諸抗争（コンフリクト）、聯邦の一機関を超えてそれ以上にまたがり宣言が義務付けられている団体協約、及び、最後に、個々の法律が定める形態（様式）と条件で、使用主の責任負担になつてゐる教育問題における諸義務に関する諸事件では聯邦諸当局の専管審級である。

挿入条項B号—聯邦当局、聯邦直轄区の及び聯邦直轄准州の諸内閣機関とそれらの労働者の間では：

第I、昼間及び夜間の一日当たり最長労働時間はそれぞれ8時間及び7時間とする。超過（勤務）時間は非経常的であり、及び通常の役務サービスに対して定められた報酬手当額の100%増を加算して支払われる。如何なる場合でも非経常的な超過労働は1日当たり3時間を越えてはならず及び継続して3回にわたってはならない。

第II、6日間の労働毎に、労働者は、全額賃金支給による、最少限1日の休息日を獲得する。；

第III、労働者は休暇を享受し、かつ年間20日を下だってはならない。

第IV、賃金（支給額）は個別に予算の中で確定せられる。但し、その支給（総）額は上記これら予算の有効期間（実効効力のある間）内には削減されなければならない。

如何なる場合でも、賃金（額）が聯邦区及び共和国の諸機関での一般労働者に対する最低賃金より以下になってはならない。

第V、性別にかかわりなく、等価（同等）労働には等額（同等）賃金が対応しなければならない。

第VI、法律に規定する場合においてのみ、賃金への支給（支払）停止、割引き、減額若しくは差押えをすることができる。

第VII, 個々人の採用任命は、候補者の知識及び適性を評価することのできる制度（機構システム）を通してなされる。州政府（El Estado）は公共行政管理についての学校を組織構成する。

第VIII, 労働者は、昇進が知識、適性及び経験年数（antigüedad）の職能機能に応じて許可せられることを目標にした職階表の規定に基く諸権利を享受する。

第IX, 労働者は、法律が定める諸条件においてのみ正当な事由による休職若しくは停職を命ぜられることができる。

不当な免（離）職の場合には、復職（労働への復帰）か若しくは当該賠償かの何ぞれか一方を撰択する権利を有する。但し、事前に法的手段を要する。職位の改廢（廃止）の場合には、影響を蒙った労働者は廃止された職位と同等の他の職位が彼等に許可付与せられるよう、若しくは法律の規定する賠償支払を要求する権利を有する。

第X. 労働者は自己（彼ら）の共通利益を防衛するために団結（社団結社）をする権利を有する。同様にして、罷業についての権利行使することができる。但し、本条が彼ら労働者に（恩恵的に）認めて付与した諸権利が普遍総合的（一般的）かつ組織的な手段方法で強行せられるときには（ときでも）公的権限当局の一若しくは数部局に就て個々に法律が規定する諸要件の事前の履行がなければならない。〔混合経済体制への反省として、官僚勢力の台頭と一握の労働貴族の出現が特にA E I（国際経済学協会）第6回メキシコ世界会議で指摘せられている点に注意。たとえゼネストのときでも各所属部局について定めた規定どうりの手続要件を事前に履行してからでなければならない。— 山崎〕

第XI, 社会保障（制度）は最少限次の諸基調に基いて組織構成せられる。すなわち：

- a) 事故（労働災害事故）及び職業病；職業病以外の疾病及び出産（maternidad）；及び退職、廃疾、老衰及び死亡をカバーする。
- b) 労災事故若しくは病気（疾病）の場合には、法律が定める期間で労働（就労）への権利が留保せられる。
- c) 婦人は出産に予定せられた日に先立つ一か月間及び同上出産後更に別に2か月間の休息を享受する。授乳の期間には乳児への哺育のために1日に2回、各々半時間の非経常的休息を取る。のみならず、加えて、

医療及び産婦人科の診察看護、医薬品、授乳のための手助け、及び保育所の役務サービスを享受する。

- d) 労働者の家族は、法律が定める諸場合及び割合で医療看護及び医薬品に対する権利を有する。
- e) 休暇用の（ための）及び恢復保養用のセンター、並びに労働者及びその家族の福利のための経済的な売店が設けられる（設立せられる）。
- f) 事前に承認（認可）せられた計画（プログラム）に基いて、労働者に賃借若しくは売却での安価な住宅が供与せられる。;

第XII、個人的、集団的若しくは労働組合間の紛争（抗争 *conflictos*）は規制法律に定められたところにより構成せられた斡旋調停聯邦裁判所への所轄に属する。;

聯邦の司法権限当局とその職務要員（役務サービス員）との間の紛争（抗争）は国立の最高裁判所の大法廷（el Pleno de la Suprema Corte de Justicia de la Nación）によって解決せられる。;

第XIII、陸軍、海軍及び公安局員（miembros de los cuerpos de seguridad pública）、並びに外国勤務要員（el personal del servicio exterior）はそれぞれ固有の法律によって規制せられる。; 及び

第XIV、授信信託業務（融資、信用貸業務 *de confianza*）について考慮せられる諸任務（諸担当業務）は法律が定める。上記それら業務を遂行する者（人員）は賃金への保護のための諸手段を獲得し、及び社会保障の諸恩典を享受する。

[教材用テキスト：『メキシコ国憲法』、Porrua 出版株式会社、メキシコ、1972年版]

（2）メキシコ憲法第28条—メキシコ聯邦共和国には独占もまた如何なる種類の専売も、租税免除も、工業（産業）に対する保護の名目における禁止（事項）も存在してはならない。但し、聯邦内閣が管理する通貨の鋳造に、郵便、電信及びラジオ伝播（放送）通信に、一行のみを介しての銀行券の発行に関する独占（体）、及び著者及び芸術家にその労作の再生のために及びその発明の排他的使用のために、発明者及び何らかの改良の完遂者に特定期間許与せられる特権に関する独占だけは除外せられる。

従って（結果的に）、必要消費物件の一若しくは少数者の手中における、

及び価格の吊上げを獲保することを目的とするいっさいの集中若しくは買占めを、工業（産業）生産に若しくは商業若しくは公共への役務サービスにおける自由競争（*la libre concurrencia*）を回避し若しくは回避しようとするさいの行為若しくは手続を、為される手段方法の如何を問わず、相互間の競争（*competencia* 競合）を回避し及び消費者に過大な価格を支払わせることを強要するための、生産者、工業（産業）家、商業者及び運輸の若しくはその他何らかの役務サービスの企業家の、いっさいの協定若しくは結合（*combinación* 複合的結合）を及び普遍一般に、一若しくは数名の特定者の取り分となり、及び一般公共の若しくは社会的な何らかの特定階層の害悪（損害滅失）を伴って不当な超過利潤（過度の利潤）を構成するいっさいの事柄を法律は厳しく処罰し、及び当局は効果的に訴追する。

みずからの固有の利益を防護するために形成せられた労働者の集団結社（連合体）は独占を構成しない。

生産せられる地方の主たる富の源泉でかつ第一義的必要（必需）物資ではない国民（的）の若しくは工業（産業）の生産物をみずからの利益の、若しくは一般利益の防衛において、直接的に外国市場において販売する目的での生産者の集団結社（連合体）若しくは協同組合もまた独占を構成しない。但し、上記の集団結社（社団）が常に必ずしも聯邦内閣の若しくは諸州の監督（監理）若しくは保護下にあり及び実際に各場合における個々の立法から獲保（入手）せられる事前の許可を要する。同上の立法は、公共の必要が斯様にそのことを要求する時は、それ自体により、若しくは行政当局の提案で、当の問題となった集団結社（連合体）の形成のために付与せられた発令許可の法令を取消す（*derogar* 改廃・廃止する）ことができる。

（3）工業権と農業権—メキシコ憲法第27条と123条：憲法第123条は先ず労働時間の規制から始まっている。恐らく奴隸労働解放を（新世界開拓時代以降から更に産業革命を経て後までをも含めて）一貫して第一義的に強調したものであろう。この点について Joaquín Marquez Montiel は次のように云っている。すなわち：工業権も農業権も共にメキシコで最近創られたものであるが、明きらかな裏付をもつ保障の権利であり、かつ、憲法第123条及び第 27 条に定められており、聯邦労働法及び農業法典により規

制を受けている。また、保障権（単なる権利の保障法）であるというのは、自由主義時代には多くの使用者たちがその労働者や農園の使用人（耕作者 campeones）をほしいままに搾取し、しかも自由政府はそれらすべての人たちを自由に解放することを目的としてのそうした事柄に介入しようとは敢てしていないからである。また、上記のその自由が、結果的に、災禍を増大することになったので、革命はその自由制度を大部分放擲して、労働者と農民を防衛し、恩恵を与え、かつ、向上させるような諸法律を公布した。法律の精神は、その数多くの欠陥と大へんな誤謬にもかかわらず、立派なものであった。然し、実際には、得られた成果は少なかった。つまり、以前の搾取者に代って別の搾取者が到來したからである。と。（Véase mi librito, “Corporación sindical de Turismo”, Editorial Geirin Shobo, S. A., Tokio, 1975. Apéndice, pp. 49 y 50.）

（4）平等実現の困難性—平等と自由の間の背離の問題を解決しようとして、タマーメス博士は次のように云われる。すなわち：私にとって、フランス革命のスローガン：平等、自由及び博愛は今も生きている。なお、それら三つのものを別々に並べて云うからではなくて、それら三つを一ぺんに唱えるところが素晴らしいのである。また、マルローが『希望』の中で云っているように、不平等は山ほどあって無くするのに手間どるけれども、博愛がそれらの不平等を大いなる程度に償い得ている。と。

（拙著『国際構造比較の経営学（下）』関学生協出版委員会刊、1973年、141頁参照。及び、Véase, mi librito, Geirin Shobo, ibid. p. 21）

（5）男女の異質性—1961年7月22日イスパニア国会（総会）における婦人部全国代表、カスティリョ・デ・ラ・モッタ伯爵、プリモ・デ・リベラ、ピラール女史の言葉から：私たちは毫も男性と女性を二つの等質の存在たらしめる積もりはございません。自然的にも、生活における遂行への合目的的な意味合いから致しましても、両性は決して同等ならしめられるものではございません。然しながら、職能上の役割機能の平等性において平等の権利を持とうと要請することはできるわけでございます。女性の労働はわたくしどもの否認できない具象的かつ普遍的な事実でございまして、また、まさに上述のその事実に立脚してこそ、私共が本法を以て要請してお

りますところは、必要上、労働に向かわしめられる女性が、可能的最良の条件でそれ（労働）を行こなうようにしたいわけでございます。従がいまして、本法はフェミニストな（女性中心の）ものではなくて、逆に、女性に生活の便宜手段を付与する目的で、殿方が、一番弱い血管血筋の部分である女性にお認め下さる援助の支さえとなるようにと願ってのものなのでございます。（大阪外国語大学学報第53号、1981年、拙稿「イスパニア国婦人労働—1961年7月22日法律第56号を中心に—」、140頁以下参照。）

〔等価交換原則に基く等価値労働等額賃金という真の平等原則はたとえそれが掲げられてもあくまで同権による努力目標であって、実現には経済的社会的かつ文化的に今後なお甚だ多くの困難が克服されなければならず、また法の限界を越える問題でもあるだろう。— 山崎〕